

【例規、基準等】

3 市の例規等

3-1 糸島市防災会議条例

平成22年1月1日

条例第25号

改正 平成24年12月20日条例第35号

令和5年6月22日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、糸島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 糸島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例35・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長1人、委員50人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 副市長
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 市長が市の職員のうちから指名する者
- (9) 行政区長のうちから市長が任命する者
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成する者のうちから市長が任命する者
- (12) 学識経験を有する者のうちから市長が任命する者
- (13) その他市長が特に必要と認める者

6 市長が任命し、又は指名する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例35・令5条例13・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調整させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(令5条例13・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月22日条例第13号）

この条例は、令和5年7月30日から施行する。

### 3-2 糸島市防災会議委員名簿

	所 属 等
会 長	糸島市長
1号委員	唐津海上保安部
2号委員	陸上自衛隊 第19普通科連隊 第3中隊長
3号委員	福岡県土整備事務所
3号委員	福岡県糸島市保健福祉事務所
4号委員	福岡県警察糸島警察署
5号委員	糸島市副市長
6号委員	糸島市教育委員長
7号委員	糸島市消防団長
8号委員	糸島市総務部長
8号委員	糸島市経営戦略部長
8号委員	糸島市地域振興部長
8号委員	糸島市市民部長
8号委員	糸島市生活環境部長
8号委員	糸島市生活環境部担当部長
8号委員	糸島市健康福祉部長
8号委員	糸島市建設都市部長
8号委員	糸島市農林水産部長
8号委員	糸島市経済振興部長
8号委員	糸島市子ども教育部長
8号委員	糸島市子ども教育部担当部長
8号委員	議会事務局長
8号委員	消防本部 消防長
9・11号委員	糸島市行政区長会
10号委員	日本郵便株式会社 前原郵便局
10号委員	J R九州 佐賀鉄道事業部
10号委員	N T T西日本九州支店
10号委員	九州電力送配電株式会社 福岡西配電事務所
10号委員	昭和自動車株式会社 伊都営業所
12号委員	一般社団法人糸島医師会

12号委員	一般社団法人糸島歯科医師会
12号委員	一般社団法人糸島薬剤師会
12号委員	社会福祉法人糸島市社会福祉協議会
12号委員	九州大学大学院
12号委員	九州大学大学院
12号委員	糸島市防災士会 てまがえ隊
12号委員	糸島応急手当普及の会
12号委員	糸島市小学校長会
12号委員	糸島手話の会
12号委員	子育てネットワーク with ういず
12号委員	社会福祉法人二丈福祉会
13号委員	糸島市民生委員・児童委員協議会
13号委員	福岡県土木組合連合会 糸島支部
13号委員	糸島農業協同組合
13号委員	糸島漁業協同組合
13号委員	糸島市男女共同参画推進連絡会議

### 3-3 糸島市災害対策本部条例

平成22年1月1日

条例第26号

改正 平成24年12月20日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、糸島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。  
(平24条例35・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。  
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。  
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。  
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。  
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。  
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3-4 糸島市消防団の組織等に関する規則

平成22年1月1日

規則第185号

改正 平成23年2月25日規則第3号

平成23年12月26日規則第26号

平成26年12月3日規則第63号

令和2年9月24日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 糸島市消防団の設置等に関する条例(平成22年糸島市条例第181号)に基づき設置した消防団に、本部及び分団を置く。

(令2規則29・一部改正)

(分団の名称及び区域)

第3条 消防団の各分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(令2規則29・旧第4条繰上・一部改正)

(階級)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(令2規則29・旧第5条繰上)

(職務)

第5条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
団長	消防団の事務を統轄し、団員を指揮監督する。
副団長	団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名する者が、消防団長の職務を代理する。

(令2規則29・旧第6条繰上)

(訓練、礼式)

第6条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

(令2規則29・旧第8条繰上)

(服制)

第7条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

(令2規則29・旧第9条繰上)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

(令2規則29・追加)

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(令2規則29・旧第1項・一部改正)

附 則(平成23年2月25日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日規則第26号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月3日規則第63号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日規則第29号)  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平23規則3・平26規則63・一部改正、令2規則29・旧別表第1・一部改正)

消防団の各分団の名称及び区域

名称	区域
波多江分団	波多江校区、東風校区(志登、潤南、潤北)
前原分団	前原校区、前原南校区(上町、老松町、笹山町)、南風校区(多久を除く。)、東風校区(浦志東、泊一、泊二、泊三)
加布里分団	加布里校区
雷山分団	雷山校区、前原南校区(篠原一、篠原二、篠原三、中央、西伏龍団地、伊都の杜)、南風校区(多久)
長糸分団	長糸校区
怡土分団	怡土校区
一貴山分団	一貴山校区
深江分団	深江校区
福吉分団	福吉校区
可也分団	可也校区
野北分団	野北校区
小富士分団	引津地区(新町地区を除く。)
芥屋分団	芥屋地区(新町地区を含む。)
桜井分団	桜井地区

### 3-5 糸島市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例

平成22年1月1日

条例第182号

改正 平成23年12月20日条例第31号

令和元年9月27日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 消防団員の定員は、次の表のとおりとする。

役付団員	団長	1人
	副団長	3人
	分団長	14人
	副分団長	28人
	部長	1人
	班長	147人
一般団員	団員	801人
計		995人

(平23条例31・一部改正)

(資格)

第3条 消防団員は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 本市に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で身体強健な者

(役付団員の任命及び任期)

第4条 第2条に規定する役付団員（団長を除く。）は、団長が消防団員の中から選考し、市長の承認を得て任命する。

2 役付団員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(退職)

第5条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 消防団員は、集団的に退職し、又は退職することを謀議してはならない。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり本市内の居住地又は勤務する場所を離れて生活する者

(令元条例20・一部改正)

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 第2条に規定する定員の改廃により、過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、

停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例、規則又は規程に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない行為があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務規律)

第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ団長が指示するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

2 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、副団長及び分団長にあっては団長に、その他の団員にあっては分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(阻害行為等の禁止)

第10条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間、消防団員の定員は次の表のとおりとする。

役付団員	団長	3人
	副団長	4人
	分団長	14人
	副分団長	20人
	部長	9人
	班長	146人
一般団員	団員	799人
計		995人

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に任命された第4条第2項に規定する団員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

4 施行日の前日までに、合併前の前原市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和52年前原市条例第9号）、二丈町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和40年二丈町条例第46号）又は志摩町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和42年志摩町条例第31号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

5 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成23年12月20日条例第31号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### 3-6 糸島市火入れに関する条例

平成22年1月1日

条例第127号

改正 平成25年12月18日条例第37号

令和3年3月8日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、糸島市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、糸島市火入許可申請書（様式第1号）2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
- (4) 糸島市火災予防条例（平成22年糸島市条例第179号）第45条に関する消防長への届出書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次に掲げるすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。
- (3) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 申請者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(平25条例37・一部改正)

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した糸島市火入許可証（様式第2号。以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したこ



とを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長は、これを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次に掲げるとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.1ヘクタールまでは、4人以上

(2) 0.1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき4人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、可搬式ポンプ、水のう付手動ポンプ、スコップ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長又は消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長又は消防署長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長又は消防署長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の前原市火入れに関する条例（昭和59年前原市条例第12号）、二丈町火入れに関する条例（昭和59年二丈町条例第3号）又は志摩町火入れに関する条例（昭和59年志摩町条例第14号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成25年12月18日条例第37号）抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（平25条例37・令3条例1・一部改正）

様式（省略）

### 3-7 糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 22 年 1 月 1 日

条例第 97 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日条例第 24 号

平成 31 年 3 月 28 日条例第 7 号

令和元年 9 月 27 日条例第 16 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることを行う。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

#### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 26 条例 24・一部改正)

#### (災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条及び第 10 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、疾病にかかり、又は治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
  - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(平26条例24・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、

保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年3パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

(平31条例7・一部改正)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(平31条例7・令元条例16・一部改正)

(設置)

第16条 糸島市災害弔慰金の支給等に関する事務の円滑な執行を図るため、糸島市災害弔慰金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害弔慰金の支給に関する事項の審査
- (2) 災害障害見舞金の支給に関する事項の審査
- (3) 災害援護資金の貸付けに関する事項の審査
- (4) その他貸付等に関する必要な事項の審査

- 3 前2項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の前原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年前原市条例第24号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年二丈町条例第33号）又は志摩町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年志摩町条例第21号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成26年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

3-8 糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 22 年 1 月 1 日

規則第 104 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 9 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 45 号

平成 27 年 3 月 17 日規則第 4 号

平成 28 年 3 月 29 日規則第 22 号

平成 31 年 3 月 28 日規則第 8 号

令和元年 9 月 27 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 22 年糸島市条例第 97 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(災害弔慰金の支給に係る提出書類)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給するときは、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 障害者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金の支給に係る提出書類)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対して災害障害見舞金を支給するときは、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した糸島市災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び償還方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入

申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(平31規則8・一部改正)

(保証人)

第7条 保証人は、原則として市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有する者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

(貸付利率)

第7条の2 条例第14条第2項に規定する規則で定める率は、年1パーセントとする。

(平31規則8・追加)

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは糸島市災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、資金を貸し付けない旨を決定したときは糸島市災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに糸島市災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書に、借受人及び保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(平31規則8・一部改正)

(貸付金の交付)

第11条 市長は、前条の借用書の提出があった後に貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添付された印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 貸付金の繰上償還をしようとする者は、糸島市災害援護資金繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した糸島市災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは糸島市災害援護資金支払猶予承認通知書(様式第8号)を、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは糸島市災害援護資金支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した糸島市災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の支払免除を認める旨の決定をしたときは糸島市災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、支払免除を認めない旨を決定したときは糸島市災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した糸島市災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは糸島市災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、償還の免除を認めない旨を決定したときは糸島市災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(令元規則9・一部改正)

(督促)

第17条 市長は、償還金を納期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人は、借受人又は保証人の氏名又は住所の変更等を生じたときは、速やかにその旨を記載した氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(平31規則8・一部改正)

(組織)

第19条 糸島市災害弔慰金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 糸島市行政区長会長
- (2) 糸島市民生委員児童委員協議会長
- (3) 糸島市消防団長
- (4) 糸島市社会福祉協議会長
- (5) 糸島市副市長
- (6) 糸島市職員(総務部長)
- (7) その他特に市長が必要と認めた者

(平24規則9・平26規則45・一部改正)

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1号から第5号までに掲げる委員の任期は、その在任期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 審査委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選においてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第23条 委員の報酬及び費用弁償の額は、糸島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年糸島市条例第47号)に基づき、予算の範囲内において定める。

(庶務)

第24条 審査委員会の庶務は、人権福祉部福祉保護課において処理する。

(平24規則9・平27規則4・一部改正)

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)



1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の前原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 3 年前原市規則第 25 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年二丈町規則第 12 号）又は志摩町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 57 年志摩町規則第 9 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 9 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 45 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 22 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

様式（省略）

平成 22 年 1 月 1 日

告示第 15 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 69 号

平成 25 年 3 月 28 日告示第 82 号

平成 26 年 3 月 31 日告示第 69 号

平成 27 年 3 月 17 日告示第 45 号

平成 29 年 3 月 30 日告示第 75 号

令和元年 7 月 2 日告示第 58 号

令和元年 10 月 15 日告示第 112 号

令和 2 年 12 月 3 日告示第 268 号

令和 3 年 6 月 7 日告示第 146 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本市の防災行政推進のために設置する糸島市防災行政無線局（以下「防災無線局」という。）に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、防災無線局の適正かつ効率的な管理、運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。
- (2) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (4) 同報無線 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線通信をいう。
- (5) 移動無線 基地局と移動局及び移動局相互間において行う無線通信をいう。
- (6) 親局 集落用拡声子局及び戸別受信機に対し、同報無線を行う市役所に設置した無線局をいう。
- (7) 拡声子局 親局からの通報を受信し、又は当該局からの情報を拡声装置により放送する無線設備をいう。
- (8) 戸別受信機 親局からの通報を受信するために、屋内等に設置する受信機をいう。
- (9) 基地局 移動局と通信するため、市役所に設置する無線局をいう。
- (10) 移動局 車載型無線機及び携帯型無線機など陸上移動局の総称をいう。
- (11) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、電波法第 41 条の規定による総務大臣の免許を受けた者をいう。
- (12) 通信取扱者 無線局の運用に携わる職員をいう。

(無線局の名称及び設置場所)

第 3 条 無線局の名称及び設置場所は、糸島市地域防災計画の定めるところによる。

(無線局の組織等)

第 4 条 無線局に次に掲げる管理者等を置く。

- (1) 総轄管理者は、市長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、総務部危機管理課長をもって充てる。
- (3) 通信取扱責任者は、総務部危機管理課防災・防犯係長をもって充てる。
- (4) 無線担当者は、無線従事者の資格を有する職員をもって充てる。

(平 24 告示 69・平 26 告示 69・平 27 告示 45・一部改正)

(総轄管理者等の任務)

第 5 条 総轄管理者は、無線局の管理、運用業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総轄管理者の命を受け、無線局の無線設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指揮監督する。
  - 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信の運用及び無線設備の管理、保全の総括を行う。
  - 4 無線担当者は、通信取扱責任者の命を受け、当該無線設備の操作、管理及び保全の業務を行う。
- (管理者)

第6条 無線設備を設置する次に掲げる部署に管理者を置く。

- (1) 親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 拡声子局、戸別受信機及び移動局を配置した部署

2 管理者は、当該部署の長（市役所については課等の長）の職にある者をもって充てる。

3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設の管理監督及び運用の業務を所掌し、事故が生じた場合は、直ちに管理責任者に届けるものとする。

（無線従事者の配置等）

第7条 総轄管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

（通信取扱者）

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

（書類等の管理）

第9条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類等を管理保管する。

（通信の原則）

第10条 通信は、防災、行政事務以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

（乱用の禁止）

第11条 通信は、これを乱用してはならない。

（秘密の保持）

第12条 通信の業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

（通信の種類）

第13条 通信の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 非常又は緊急な場合に行う通信
- (2) 一斉通信 全局に対する一斉通信
- (3) 一般通信 平常時に行う普通通信

（同報無線の種別）

第14条 同報無線の種別は、次に定めるところによる。

- (1) 緊急一斉放送 親局から全拡声子局及び全戸別受信機に対し、その音量調整にかかわらず最大音量にて行う放送
- (2) 一斉放送 親局から全拡声子局及び全戸別受信機に対して行う放送
- (3) 選択放送 親局から複数の拡声子局及び戸別受信機群を選択して行う放送
- (4) 個別放送 親局から特定の拡声子局及び当該子局に属する戸別受信機に対する放送
- (5) 単独放送 拡声子局からその区域内に対する放送

（通信の取扱順位）

第15条 通信の取扱順位は、次に定めるところによる。

- (1) 第1順位 緊急通信
- (2) 第2順位 一斉通信
- (3) 第3順位 一般通信

2 同一種類の通信の取扱順位は、通報の受付順により行うものとする。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。

（平常時の運用）

第16条 平常時の通信運用は、次に定めるところによる。

- (1) 同報無線 親局からの定時放送の回数は、1日1回を原則とし、必要に応じ1日3回までとする。また一般通信の放送時間については、午後3時から午後7時までの間とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。
- (2) 移動無線 必要に応じ随時行うものとする。

（災害時の事前措置等）

第17条 管理責任者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を通信取扱責任者及び無線従事者に講じさせなければならない。

(通信の制限)

第 18 条 管理責任者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、一般通信を制限することができる。

2 管理責任者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

3 管理責任者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨、関係者に通知しなければならない。

(通信の拒否)

第 19 条 管理責任者は、通報の内容が第 10 条の規定に違反すると認めるときは、その申込みを拒否することができる。

(移動無線の運用)

第 20 条 移動無線の運用は、特別な事情がある場合を除き、基地局の統制下に行うことを原則とする。

2 移動局は、これを開局又は閉局しようとするときは、その旨を基地局に連絡しなければならない。

(通信統制)

第 21 条 管理責任者は、災害発生時通信がふくそうし、又はふくそうすることが予想される場合は、通信取扱責任者をして移動無線の内容を監視し、必要に応じて割込通信、制限等の通信統制を行わせなければならない。

2 基地局内制御器からの通信及び移動局は、前項の通信統制に従わなければならない。

(同報無線の申込み)

第 22 条 同報無線を利用しようとするときは、防災行政無線放送申込書(様式第 1 号)に必要事項を記載し、管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の申込みがあったときは、その内容が第 10 条及び第 16 条第 1 号の規定に違反しないと認めたときは、無線担当者に回付するものとする。

3 無線担当者は、前項の申込書の回付を受けたときは、申込書に必要事項を記入し処理するものとする。

(単独放送)

第 23 条 拡声子局による単独放送は、第 6 条に規定する管理者が行うものとする。

2 前項に定める者は、緊急、その他やむを得ない事情があると認められるときは、その責任において特定の者に放送させることができる。

3 管理責任者は、第 6 条に規定する管理者及び前項に規定する者に対し、放送技術の指導を行うものとする。

(時刻の照合)

第 24 条 無線担当者は、毎日 1 回以上親局及び基地局備付けの時刻照合を行わなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第 25 条 総轄管理者は、電波法第 51 条の規定に基づき、毎年 9 月 1 日現在における無線従事者選任状況を無線従事者選(解)任届(様式第 2 号)により、九州総合通信局長へ速やかに報告しなければならない。併せてその報告書の写しを保存しなければならない。

(無線設備管理台帳)

第 26 条 管理責任者は、無線設備管理台帳(様式第 3 号)を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。

(無線機等の貸与)

第 27 条 総轄管理者は、第 6 条に規定する管理者が、業務を遂行するに必要な場合、戸別受信機及び携帯型無線機等(以下「機器等」という。)を貸与する。

2 総轄管理者は、必要と認める世帯主に対し戸別受信機を貸与する。

(借用証書の提出)

第 28 条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、防災行政無線機器等借用証書(様式第 4 号)を総轄管理者に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定により貸与した戸別受信機に要する経費は、無料とする。ただし、維持管理に要する経費は、原則として借受人の負担とする。

(保管責任)

第 29 条 借受人は、貸与に係る機器等を善良な管理者意識をもって運用及び管理し、異常を発見したときは、総轄管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

2 総轄管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに良好な受信ができるよう措置しなければならない。

(拡声子局の管理)

第 30 条 拡声子局の管理者は、当該設備について善良な管理を行わなければならない。

(機器等の返納)

第 31 条 借受人は、転出、役員異動等により、機器等を使用しなくなったときは、速やかに返納しなければならない。

2 総轄管理者は、借受人が前項の規定を遵守しないときは、撤去することができる。

(転貸しの禁止)

第 32 条 借受人は、機器等を他へ譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に提供してはならない。

(滅失又は損傷)

第 33 条 総轄管理者は、借受人が、機器等を滅失又は損傷したときは、代替品を貸与することができる。ただし、機器等の滅失又は損傷が借受人の故意又は重大な過失によると認められる場合は、その代金又は実費を弁償させることができる。

(無線設備の保守点検)

第 34 条 管理責任者は、無線設備の正常な機能を維持、確保するため、保守点検を行うものとする。

2 前項の保守点検を実施した場合は、その結果を無線設備点検簿（様式第 5 号）に記録、保管しなければならない。

(保守の区分)

第 35 条 無線設備の保守点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分して行う。

(日常点検)

第 36 条 通信取扱責任者は、無線担当者及び第 6 条に規定する管理者（以下「保全担当者」という。）をして、日常点検を行わせなければならない。

2 保全担当者が行う日常点検の内容及び実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通話試験

同報無線にあつては、毎夕の定時放送の受信状況による。

移動無線にあつては、開局時にメリット交換を行う。

(2) 点検時期 拡声子局及び移動局の日常点検は、通信取扱責任者が必要とするとき。

(3) 設備の現状点検 無線設備の形状、外観異状の有無の確認及び清掃

(定期点検)

第 37 条 通信取扱責任者は、年 1 回以上の定期点検を実施しなければならない。

2 定期点検は、保守業者に委託して実施することができる。

3 点検項目及び点検内容については、別に定める無線設備点検表のとおり業務委託契約書で定める。

(臨時点検)

第 38 条 通信取扱責任者は、機器に異状があるとき、その他必要と認める場合には、臨時に保守点検を行うものとする。

2 前項の点検は、保守業者に委託し実施することができる。

(異状発生時の措置)

第 39 条 保全担当者は、日常点検の結果、無線設備に異状を発見した場合、及び故障等が発生した場合は、速やかに通信取扱責任者にその状況を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた通信取扱責任者は、その内容を管理責任者に報告するとともに、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第 40 条 通信取扱責任者は、親局又は基地局に障害記録簿（様式第 6 号）を備え付け、無線設備の障害の事実、措置内容等を記録、保管させなければならない。

(通信訓練)

第 41 条 管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、

定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び情報収集、指示伝達訓練を重点として行うものとする。  
(補則)

第 42 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日告示第 69 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日告示第 82 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 69 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 17 日告示第 45 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日告示第 75 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 2 日告示第 58 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 15 日告示第 112 号)

この告示は、令和元年 11 月 2 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 3 日告示第 268 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 7 日告示第 146 号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式 (省略)

平成22年1月1日  
告示第75号  
改正 平成24年3月16日告示第55号  
令和3年2月24日告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害による被災者に対し、予算の範囲内において災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 火事、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、爆発その他市長がこれらに類すると認める現象により、被害を生じることを行う。
- (2) 被災者 災害により住家に被害を受けた者及び当該災害による死亡者、負傷者又は行方不明者（火事の消火又は救助活動及びその他の災害の防災又は救助に従事した者を除く。）

(見舞金の支給)

第3条 市長は、災害が発生した当時本市に住所を有した者が、災害によって被害を受けたときその他市長が必要と認める場合は、当該被災者に対し、第6条第1項に規定する額の見舞金を支給するものとする。

(支給の制限)

第4条 見舞金は、死亡者の死亡又は負傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第5条 糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年糸島市条例第97号）第3条及び第9条の規定に基づき、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給したのものについては、この告示に定める見舞金は支給しない。

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、次に定める額以内とする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯 1世帯当たり60,000円
- (2) 住家が半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり30,000円
- (3) 床上浸水した世帯 1世帯当たり10,000円
- (4) 死者又は行方不明者  
世帯主 300,000円  
その他の者 1人につき150,000円
- (5) 要治療見込日数が1月以上3月未満の負傷者 1人につき60,000円
- (6) 要治療見込日数が3月以上6月未満の負傷者 1人につき90,000円
- (7) 要治療見込日数が6月以上の負傷者 1人につき120,000円
- (8) ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合 1人につき 150,000円

2 前項第5号から第8号までに定める見舞金については、福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和49年9月11日決裁。以下「県要綱」という。）第2条の適用があった場合に支給する。

(平24告示55・令3告示26・一部改正)

(災害による死亡の推定)

第7条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害の止んだ後3月間その生死が分からない場合には、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(交付の方法)

第8条 第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定による見舞金は、被災世帯主又は負傷者本人に、同項第4号の見舞金は、遺族等に対し直接支給するものとする。

(平24告示55・一部改正)

(遺族等の範囲)

第9条 前条に掲げる遺族等の範囲は、県要綱第7条の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市災害見舞金支給要綱（昭和53年前原市告示第51号）、二丈町災害見舞金支給規程（平成18年二丈町告示第80号）又は志摩町災害見舞金支給要綱（昭和55年志摩町告示第1号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成24年3月16日告示第55号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の糸島市災害見舞金支給規程の規定は、この告示の施行の日以後に発生した災害による被災者に対して支給する災害見舞金から適用し、同日前に発生した災害による被災者に対して支給する災害見舞金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年2月24日告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。



(趣旨)

第1条 この告示は、糸島市（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下における活動及び行事又は甲が主催若しくは共催する活動及び行事（以下「市主催・共催行事」という。）並びに市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う市民活動中に不測の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は身体に障害を被り入院若しくは通院した場合の見舞金（以下「見舞金等」という。）の支給について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市民により自主的に構成された団体又は個人をいう。
- (2) 市民活動 市民団体等が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的活動で、公益性があり、自助的活動ではない直接的活動をいう。
- (3) 指導者等 市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準じる者及び市民活動を実践している個人をいう。

(見舞金等支給対象事故)

第3条 見舞金等の支給の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市主催・共催行事及び市民活動中に、指導者等の過失により活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 市主催・共催行事及び市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動の指導者等及び参加者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡し、若しくは後遺障害を生じ、又は傷害により入院若しくは通院を伴う事故。ただし、学校管理下にある児童・生徒に対する入院及び通院見舞金は、支給の対象とならない。

(見舞金等の額及び基準)

第4条 甲は、甲が加入する全国市長会総合賠償補償保険、行事参加者傷害補償制度保険及び賠償責任保険の適用を受ける範囲において、次に掲げるとおり、別表に定める見舞金等を支給する。

- (1) 損害賠償責任事故の損害賠償金額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用のうち別表第1に掲げる金額を限度とした額とする。
- (2) 傷害事故のうち市主催・共催行事における事故の見舞金額は、別表第2に掲げる金額とし、市民活動における事故の見舞金額は、別表第3に掲げる額とする。

(見舞金等を支給しない場合)

第5条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、損害賠償事故が発生した場合においては、損害賠償金を支給しない。

- (1) 被害者又は指導者等の故意によって生じた賠償責任
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議によって生じた賠償責任
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似する自然変象によって生じた賠償責任
- (4) 指導者等及び活動参加者が所有、使用又は管理する財物の滅失、き損又は汚損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (5) 指導者等と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (6) 指導者等の使用人が指導者等の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (7) 排水又は排気（煙を含む。）によって生じた賠償責任
- (8) 指導者等と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (9) 自動車事故に起因する賠償責任
- (10) 指導者等及び活動参加者が製造、販売した商品、飲食品等によって生じた賠償責任

2 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、傷害事故が発生した場合においては、見舞金を支給しない。

- (1) 指導者等及び参加者の故意
- (2) この告示に基づき、死亡見舞金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡見舞金の一部の受取人である場合には、他の者が受けとるべき金額については、この限りでない。
- (3) 指導者等及び参加者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (5) 指導者等及び参加者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合はこの限りでない。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事故若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
- (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (10) 前号以外の放射性照射又は放射能汚染
- (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故（見舞金等の返還）

第6条 甲は、被災者が不正の手段により見舞金等の支給を受けたときは、見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

（事故の届出）

第7条 見舞金等の支給を受けようとする者は、事故報告書（様式第1号）及び見舞金等支給申請書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、被災者から傷害の程度に応じ、医師の証明書又は甲が必要とする書類を提出させることができる。

（見舞金等の支給方法）

第8条 甲は、前条の事故報告書及び見舞金等支給申請書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、被災者に対し見舞金等を支給する。

（適用除外）

第9条 この告示は、次に掲げる者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準じる補償を受けるものを含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む。）の学生・生徒又は官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
- (3) 宗教活動に参加中の者
- (4) 政治・政党活動に参加中の者
- (5) 営利を目的とする活動に参加中の者

（準用規定）

第10条 この告示に定めのない事項については、全国市長会総合賠償補償保険契約特約書、賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項、災害補償保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、スポーツ障害補償特約条項、学校管理下災害補償特約条項及び入院並びに通院医療補償保険金の支払に関する特約条項の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から平成22年3月31日までの間は、合併前の前原市及び志摩町の区域においては合併前の前原市総合災害見舞金等支給規程（平成3年前原市告示第17号）又は志摩町総合災害補償規程（昭和59年志摩町告示第35号）の例による。

- 3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市総合災害見舞金等支給規程、二丈町総合災害見舞金支給規程（昭和59年二丈町告示第27号）又は志摩町総合災害補償規程の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

別表（省略）

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の福祉及び生活の安定に資するため、本市に住所を有する者が災害による被害の復旧に要する資金(以下「復旧資金」という。)を金融機関から借り入れた場合に、予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火事、爆発その他市長がこれらに類すると認める現象により被害を生じることを用いる。

(利子補給金の額等)

第3条 利子補給金の額は、次に定める額と復旧資金の償還残高に対して年2パーセントの額とのいずれか低い方の額以内とし、交付の期間は、復旧資金の借入れの日から5年間とする。

(1) 住家又は住家保全のための防壁等の損壊が、全壊、全焼又は流失の場合 1世帯当たり  
年額 100,000円

(2) 住家又は住家保全のための防壁等の損壊が、半壊又は半焼の場合 1世帯当たり 年額  
50,000円

(利子補給金の交付申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、復旧資金を借入れた日から2月以内に、糸島市災害復旧資金利子補給金交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に被害復旧工事の見積書、当該工事の契約書及び次に定める事項を証する金融機関の発行した書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 借入者の住所及び氏名

(2) 借入金額

(3) 借入金の使途

(4) 償還明細書

2 別表に規定する第1年目の利子補給金の交付を受けた者が、第2年目以降も引き続き利子補給金の交付を受けようとする場合は、毎年8月末日までに申請書を市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付又は不交付の通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは速やかに申請者に対し、利子補給金の交付額又は不交付の通知をするものとし、交付の時期については交付日の15日前までに通知するものとする。

(利子補給金の交付時期等)

第6条 第3条に規定する償還残高の算定基準日及び利子補給金の交付の時期は、別表に定めるところによるものとする。

(届出)

第7条 利子補給金の交付を受けた者(利子補給金の交付の通知を受け未だ交付を受けていない者を含む。)で、復旧資金を借入れた日から5年を経過しないものが次に掲げる場合には、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 被害の復旧工事が完了したとき。

(2) 借入金の償還明細書に変更があったとき。

(3) 他市町村に転出したとき。

(不正利得等の返還)

第8条 市長は、利子補給金の交付を受けた者(利子補給金の交付の通知を受け未だ交付を受けていない者を含む。)が、次に掲げる場合には、利子補給金を交付せず、又は既に交付した利子補給金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市災害復旧資金利子補給規程（昭和53年前原市告示第50号）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

別表（省略）

3-13 糸島市消防団の設置等に関する条例

平成22年1月1日  
条例第181号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に消防事務を処理するため、消防団を設置する。

(名称及び区域)

第3条 前条に規定する消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 糸島市消防団

区域 糸島市の区域全域

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

平成 22 年 1 月 1 日

告示第 148 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 56 号

(目的)

第 1 条 この告示は、別に定めるもののほか、消防団の所掌事務を明確にし、適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(平 30 告示 56・一部改正)

(災害出動)

第 2 条 消防車が水火災その他の災害現場（以下「災害現場」という。）に出動するときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す際の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(平 30 告示 56・一部改正)

(消防車の責任者の遵守事項)

第 3 条 災害現場への出動又は引き返す際に乗車する責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員及び消防職員以外の者を、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

(平 30 告示 56・一部改正)

(管轄区域)

第 4 条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けないで管轄区域外の災害現場に出動してはならない。ただし、管轄区域が認定しがたい場合の出動については、この限りでない。

(平 30 告示 56・一部改正)

(消火及び水防等の活動)

第 5 条 災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(平 30 告示 56・一部改正)

(現場指揮)

第 6 条 災害現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(平 30 告示 56・一部改正)

(指揮者の報告義務)

第 7 条 災害現場に到着した各車の指揮者は、上級指揮者の到着を待って速やかに、火勢の状況、防ぎよ措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

(平 30 告示 56・一部改正)

(指揮者の遵守事項)

第 8 条 災害現場に到着した指揮者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって消防団員の活動を指揮監督すること。
- (2) 常に自己の指揮下にある消防団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとれるよう努めること。
- (3) 消防団員の保護に十分な措置をとること。
- (4) 残火鎮滅に当たっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。

(平 30 告示 56・一部改正)

(消防団員の遵守事項)

第 9 条 災害現場に到着した消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 団長の指揮下に行動すること。

- (2) 消防作業を真摯に行うこと。
- (3) 分団間で相互に連絡協調すること。  
(平 30 告示 56・一部改正)

(死体発見の場合の措置)

第 10 条 災害現場において死体を発見したときは、指揮者は消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(平 30 告示 56・一部改正)

(放火の疑いのある場合の措置)

第 11 条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(平 30 告示 56・一部改正)

(教養及び訓練)

第 12 条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

(平 30 告示 56・一部改正)

附 則

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 56 号)

この告示は、公布の日から施行する。



(設置)

第1条 大規模な災害における復興活動等への支援を行うため、糸島市災害活動等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(積立て)

第3条 基金には、次に掲げる額を積み立てるものとする。

(1) 災害に係る義援金を糸島市地域防災計画に定める義援金配分基準によって配分した後の  
剰余金

(2) 一般会計歳入歳出予算をもって定める額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 災害ボランティアによる被災者支援活動に要する経費

(2) 災害により家屋の倒壊、長期療養を要する等の大規模な被害を受けた被災者の生活再建に要する経費

(3) その他市長が必要と認める経費

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1号の規定にかかわらず、当分の間、同号中「糸島市地域防災計画」とあるのは、「合併前の前原市、二丈町及び志摩町において定められた地域防災計画」と読み替えるものとする。

4 国、県の例規、基準等

4-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、風水害等活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

令和3年6月8日現在

出典：福岡管区気象台

糸島市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	福岡地方		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	26
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	152
	洪水	流域雨量指数基準	瑞梅寺川流域=15.1, 川原川流域=14.5, 汐井川流域=5.7, 桜井川流域=8.8, 雷山川流域=10, 長野川流域=12.6, 多久川流域=7.8, 川付川流域=5	
		複合基準*1	瑞梅寺川流域=(12, 14.9), 汐井川流域=(14, 5.1), 長野川流域=(12, 12.5), 川付川流域=(12, 4.5)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			玄界灘	20m/s
			沖ノ島周辺	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			玄界灘	20m/s 雪を伴う
			沖ノ島周辺	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 10cm
			山地	24時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	玄界灘	6.0m
沖ノ島周辺			6.0m	
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準	瑞梅寺川流域=12, 川原川流域=11.6, 汐井川流域=4.5, 桜井川流域=7, 雷山川流域=8, 長野川流域=10, 多久川流域=6.2, 川付川流域=4	
		複合基準*1	瑞梅寺川流域=(12, 9.6), 汐井川流域=(13, 4.5), 雷山川流域=(8, 8), 長野川流域=(12, 10), 多久川流域=(17, 6.2), 川付川流域=(12, 3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			玄界灘	12m/s
			沖ノ島周辺	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			玄界灘	12m/s 雪を伴う
			沖ノ島周辺	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	玄界灘	2.5m
沖ノ島周辺			2.5m	
高潮	潮位	1.6m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		玄界灘	500m	
		沖ノ島周辺	500m	
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨			

		3 降雪の深さ 30cm 以上	
低温		夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
霜		11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm	

\*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を使用しています。

## 4-2 気象庁震度階級関連解説表

出典：気象庁  
(平成 21 年 3 月 31 日より改定)

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有す	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁な

る施設の天井等の 破損、脱落	ど構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-------------------	--

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。



4-3 指定地方行政機関・指定地方公共機関

出典：福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）

1 指定地方行政機関

1	九州管区警察局
2	福岡財務支局
3	九州厚生局
4	九州農政局福岡県拠点
5	九州森林管理局（福岡森林管理署）
6	九州経済産業局
7	九州産業保安監督部
8	九州運輸局（福岡運輸支局）
9	大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
10	第七管区海上保安本部
11	福岡管区气象台
12	九州総合通信局
13	福岡労働局
14	九州地方整備局
15	九州防衛局
16	国土地理院九州地方測量部
17	九州地方環境事務所

2 指定地方公共機関

1	西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
2	福岡国際空港株式会社
3	公益社団法人福岡県トラック協会
4	大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
5	一般社団法人福岡県LPガス協会
6	公益社団法人福岡県医師会
7	公益社団法人福岡県獣医師会
8	公益社団法人福岡県歯科医師会
9	公益社団法人福岡県看護協会
10	公益社団法人福岡県薬剤師会
11	株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社
12	戸畑共同火力株式会社
13	RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社
14	公益社団法人福岡県水難救済会
15	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

#### 4-4 火災・災害等即報要領

		昭和 59 年 10 月 15 日	消防災第 267 号消防庁長官
改正	平成 6 年 12 月		消防災第 279 号
	平成 7 年 4 月		消防災第 83 号
	平成 8 年 4 月		消防災第 59 号
	平成 9 年 3 月		消防情第 51 号
	平成 12 年 11 月		消防災第 98 号 消防情第 125 号
	平成 15 年 3 月		消防災第 78 号 消防情第 56 号
	平成 16 年 9 月		消防震第 66 号
	平成 20 年 5 月		消防応第 69 号
	平成 24 年 5 月		消防応第 111 号
	平成 29 年 2 月		消防応第 11 号
	平成 31 年 4 月		消防応第 28 号
	令和元年 6 月		消防応第 12 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

- （1）「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- （2）「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- （3）「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で、その第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2即報基準」又は「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。  
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。  
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災

- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記 (1) から (7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号、（以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、災害、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、大きく報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところ

ろによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域



発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する於いて、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置

されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況を記入する。

※ 様式は、7-3 火災・災害等即報要領(様式)を参照。

#### 4-5 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日  
改正 平成 6年 4月 1日  
平成10年 4月 1日

##### (趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

##### (定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

##### (総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災安全課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

##### (報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

##### (報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

##### (報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

##### 1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市町村長	10時 00分	15時 00分
出先機関の長	10時 30分	15時 30分
各部長	11時 00分	16時 00分

## 2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

## 3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

## 4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

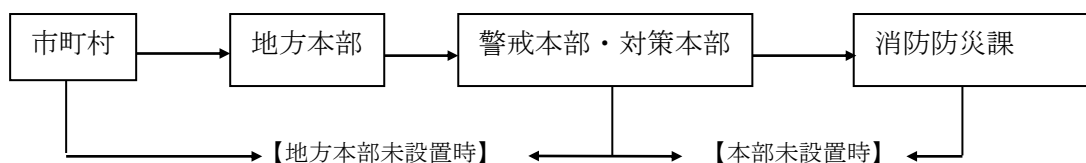
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

### 1 市町村長の報告

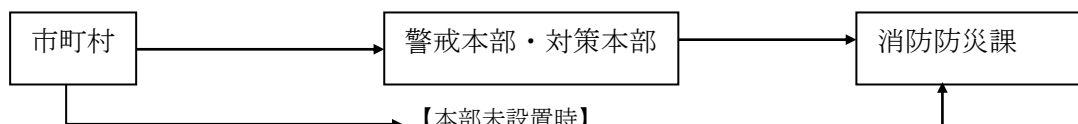
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



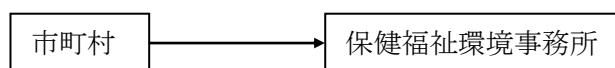
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）

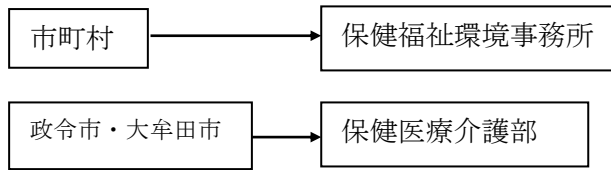


(3) 社会福祉施設関係被害即報

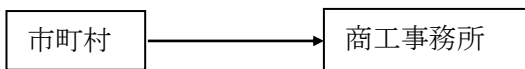
（様式第2号の2）



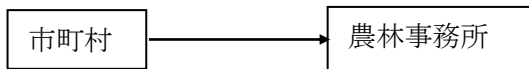
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の3、様式第3号の1)



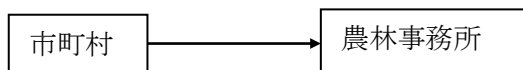
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の4、様式第3号の2)



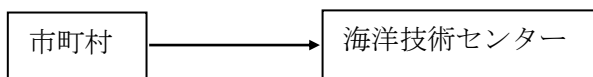
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



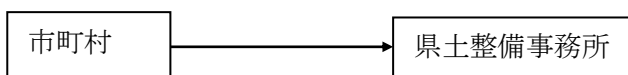
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の6、7、8、9、10)



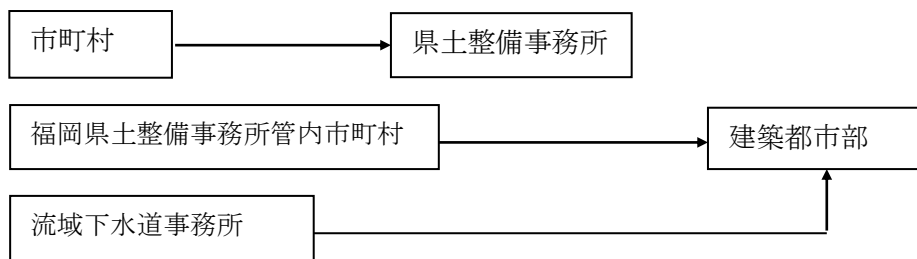
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の11、12)



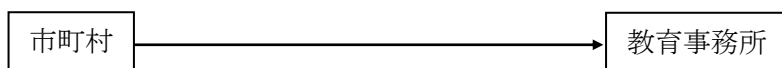
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

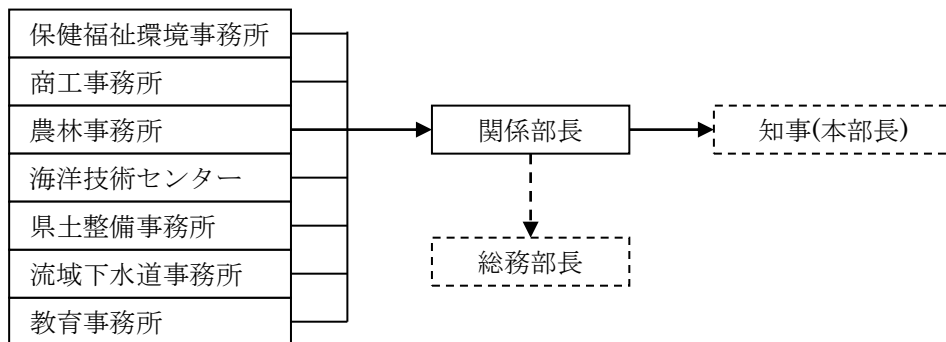


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の16)



## 2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



## 3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

4-6 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜粋：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。



(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分			備 考
そ の 他	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港 湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電 話	災害により、通信不能となった電話の回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。	
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
り 災 者	り災者世帯の構成員とする。		

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

#### 4-7 福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第9号）

(2) 公用取消令書（様式第10号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

（協力命令の場合の様式等）

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。

第12条 削除

（従事命令に従事できない場合の届出）

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

（実費弁償）

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

（実費弁償請求書の様式）

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

（立入検査証）

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

（扶助金支給申請書の様式等）

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

（知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

（繰替支弁）

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

（繰替支弁金請求書及び提出期限）

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第21号及び第21号の2）

(2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第22号）

(3) 被害状況調（様式第24号）

(4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第25号）

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則 (令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条の2関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域(法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

#### 4-8 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(令和2年福岡県告示第344号)

##### 第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。)第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

##### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

###### (1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

###### (2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

###### ア 建設型応急住宅

- (ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期限内(最長2年以内)とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

###### イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合において

は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

## (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

## 5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

## 6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

## 7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子



(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

## 8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

## 9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
- ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
  - (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
  - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
  - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
  - (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
    - ア 被災者の避難に係る支援
    - イ 医療及び助産
    - ウ 被災者の救出
    - エ 飲料水の供給
    - オ 死体の搜索
    - カ 死体の処理
    - キ 救済用物資の整理配分
  - (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
  - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者
  - (1) 日当
    - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,600円以内
    - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,300円以内
    - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,400円以内
    - エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200円以内
    - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内
    - カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
    - キ 左官 1人1日当たり 22,500円以内
    - ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内
  - (2) 時間外勤務手当
 

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
  - (3) 旅費
 

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。
- 2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
 

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加

算した額以内とする。

### 第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
  - (1) 時間外勤務手当
  - (2) 賃金職員等雇上費
  - (3) 旅費
  - (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
  - (5) 使用料及び賃借料
  - (6) 通信運搬費
  - (7) 委託費
- 2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

- 3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。